6 新体系サービスへの移行について

(1)新体系サービスの理念

障害者が地域で安心して暮らすためには、施設中心のこれまでのサービスから、地域生活中心の新たなサービス体系へと変えていく必要がある。このため、障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系(新体系サービス)は、24時間を同じ施設の中で過ごすのではなく、日中の活動の支援と居住の支援を組み合わせて利用できるよう「昼夜分離」を進め、障害者が自分の希望に応じて、複数のサービスを組み合わせて利用することを可能とし、地域生活への移行を進めることを目指している。

障害者が自ら選択する地域生活へ移行すること、移行後も安心して地域で暮らすことができるよう支援することは「障がい者制度改革推進会議」の中でも最重要な課題として提言され、閣議決定(「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日))されている。

障害者が、一日中施設の中で生活するのではなく、昼夜の生活の場の分離等を図り、自ら選んでサービスを組み合わせて地域において生活できるようにする新体系の理念と方向性は、このような閣議決定等の方向に沿うものであり、厚生労働省としては、平成23年度内に新体系移行を完了させる方針である。

(2) 新体系サービスへの移行状況等

新体系サービスへの移行割合については、各都道府県別に見るとばらつきがあるが、平成23年10月1日現在、全国平均では74.9%であり、また、平成24年4月1日には、全都道府県において新体系移行が完了する予定との報告を受けているところである。

各都道府県におかれては、新体系移行の完了に向けて、旧体系施設に対する必要な支援を引き続きお願いする。

また、新体系サービス移行後の事業所の安定的な事業運営の確保のための 支援として、平成24年度に限り延長される基金事業のメニューに、計画的 に経営改善を行う事業所を支援する新体系定着支援事業を設けることとし ており、都道府県におかれては、対象事業所の経営改善計画の作成等安定的 な事業運営の確保のために必要な支援をお願いする。

新体系サービスへの移行について

- 新体系サービスへの移行については、
 - 平成23年10月1日現在の移行割合は、全国平均で74.9%であり、
 - 平成24年4月1日には、全都道府県において新体系移行が完了する予定との報告を受けているところである。
 - ※ 移行割合の施設種別、都道府県毎の内訳及び新体系への移行計画の 状況は、別紙のとおり
- 各都道府県におかれては、
 - 新体系移行の完了に向けて、旧体系施設に対する必要な支援
 - ・ 新体系移行後の事業所の安定的な事業運営の確保のための支援 を引き続きお願いする。

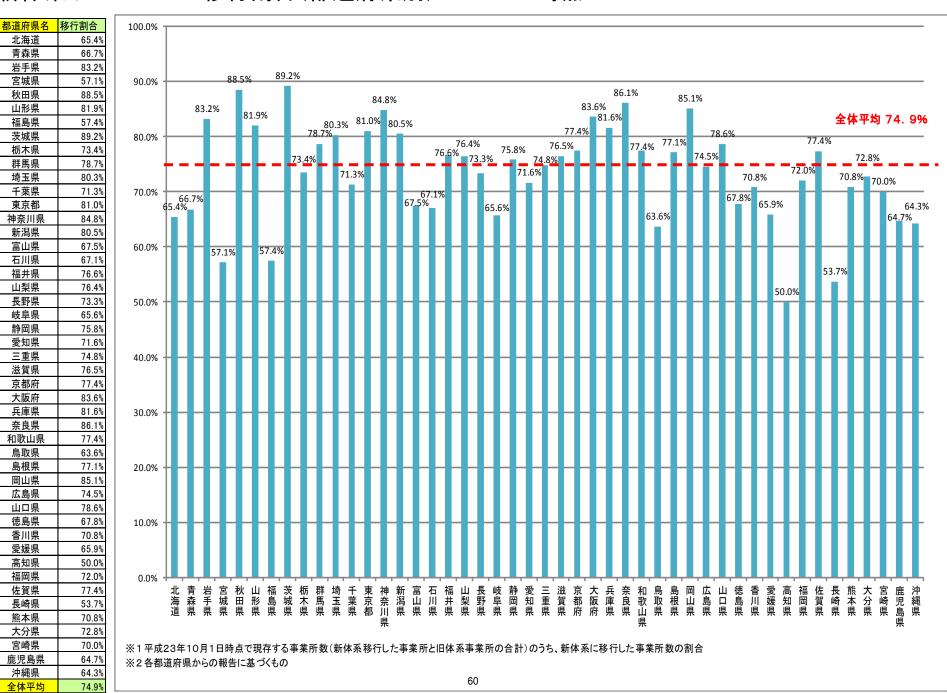
新体系サービスへの移行状況(施設種別の内訳)

	平成23年10月1日	平成23年10月1日	平成23年10月1日	
	新体系移行数	旧体系指定数	新体系移行数 +旧体系指定数	移行割合
(1) 身体障害者更生援護施設				
身体障害者療護施設	415	100	515	80.58%
身体障害者更生施設	79	23	102	77.45%
身体障害者入所授産施設	158	42	200	79.00%
身体障害者通所授産施設	259	83	342	75.73%
身体障害者小規模通所授産施設	251	33	284	88.38%
身体障害者福祉工場	26	9	35	74.29%
슴 計	1,188	290	1,478	80.38%
(2) 知的障害者援護施設				
知的障害者入所更生施設	1,095	385	1,480	73.99%
知的障害者入所授産施設	130	94	224	58.04%
知的障害者通勤寮	61	58	119	51.26%
知的障害者通所更生施設	452	126	578	78.20%
知的障害者通所授産施設	1,191	444	1,635	72.84%
知的障害者小規模通所授産施設	409	21	430	95.12%
知的障害者福祉工場	64	6	70	91.43%
合 計	3,402	1,134	4,536	75.00%
(3) 精神障害者社会復帰施設				
精神障害者生活訓練施設	121	168	289	41.87%
精神障害者入所授産施設	18	9	27	66.67%
精神障害者福祉ホームB型	44	84	128	34.38%
————————————— 精神障害者通所授産施設	224	76	300	74.67%
精神障害者小規模通所授産施設 精神障害者小規模通所授産施設	391	48	439	89.07%
精神障害者福祉工場	17	2	19	89.47%
合 計	815	387	1,202	67.80%
(4) 合 計				
	5,405	1,811	7,216	74.90%

^{※1} 上記「移行割合」は、平成23年10月1日時点で現存する事業所数(新体系移行した事業所と旧体系事業所の合計)のうち、新体系に移行した事業所数の割合

^{※2} 上記の新体系移行数及び旧体系指定数は、各都道府県からの報告に基づく集計値

新体系サービスへの移行割合(都道府県別) H23.10.1時点



新体系サービスへの移行計画【全国集計】

新体系サービスへの移行事業所数の計画及び実績

	平成23年10月1日時点 旧体系施設数 ①	~12月 移行計画数 ②	24年1月~3月 移行計画数 ③
身体障害者療護施設	100	13	87
身体障害者更生施設	23	2	21
身体障害者入所授産施設	42	4	38
身体障害者通所授産施設	83	17	66
	33	2	31
身体障害者福祉工場	9	0	9
知的障害者入所更生施設	385	30	355
—————————————————————————————————————	94	4	90
二一二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	58	4	54
知的障害者通所更生施設	126	6	120
	444	46	398
	21	1	20
一一一一一一一一一一一一一 知的障害者福祉工場	6	0	6
精神障害者生活訓練施設	168	2	166
 精神障害者入所授産施設	9	1	8
ーーーーーーーーー 精神障害者福祉ホームB型	84	0	84
 精神障害者通所授産施設	76	7	69
 精神障害者小規模通所授産施設	48	4	44
 精神障害者福祉工場	2	0	2
合 計	1,811	143	1,668

[※] 平成24年4月1日に新体系の指定を受ける事業所は、1月~3月の欄に計上。

[※] 移行計画数には、純然たる廃止も含む。

[※] 各都道府県からの報告に基づく集計値である。